

平成15年12月5日  
平成16年12月一部改  
令和3年5月一部改

輸入業者各位

経済産業省農水産室

### 保税地域における水産物 I Q 品目の売買について

水産物 I Q 品目の取引形態の多様化に鑑み、我が国の保税地域内において下記の取引を認めることといたします。

なお、平成14年10月15日付け「保税地域内における水産物 I Q 品目の入札について」（経済産業省農水産室）は、廃止いたします。

#### 記

1. 非居住者である輸出者が、購入者未定のまま保税地域に搬入した貨物を、関税法第43条の3の規定による外国貨物を保税蔵置場に置くことの承認を必要とするまでの間に、当該貨物の輸入割当てを取得している者又は取得することが確実である者に売り渡し、当該貨物の購入者が、他に転売することなく、自らが輸入通関することを認めることとする。
2. 輸出者又は当該輸出者の代理人は、1. の取引に係る貨物を保税蔵置場に搬入した後、速やかに経済産業省農水産室あてに、①輸出者の氏名（代理人を定めたときはその氏名も列記すること）、②保税蔵置場への搬入日、③品目及び④総重量を記したもの（様式任意）並びに当該貨物の船荷証券（B/L）の写しを提出すること。  
なお、これら資料の提出は、B/L単位にとりまとめて行うこと。
3. 輸出者又は当該輸出者の代理人は、1. の取引に係る貨物のすべての売買が終了した後、速やかに経済産業省農水産室あてに、①輸出者の氏名（代理人を定めたときはその氏名も列記すること）、②保税蔵置場への搬入日、③品目ごとの購入者及び購入数量並びに販売残がある場合にはその数量及び④購入者が本邦へ輸入申告せず、外国へ貨物を積み出した場合にはその旨を記したもの（様式任意）を提出すること。
4. なお、1. 以外の形態による保税地域内での I Q 品目の売買行為は、「I Q 枠貸し」防止の観点から今後とも認めない。